

土地区画整理事業の推進

【区画整理計画課，東部区画整理事業課，西部区画整理事業課，北部区画整理事務所， 駅東口整備推進室】

1 目 的

スプロール化を防止し良好な市街地を形成するため，土地区画整理事業を推進し，公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図る。

2 事業概要

地 区 名	施 行 主 体	事業年度（予定）	施行面積 (ha)
鶴田第 1	市	H5～H21	42.9
岡本駅西	市	H6～H30	59.2
城東	市	H7～H22	26.1
宇都宮大学東南部第 1	市	H11～H24	48.2
鶴田第 2	市	H11～H23	86.2
宇都宮駅東口	市	H17～H20	7.3
中里原	市	H18～H22	14.4
宇都宮大学東南部第 2	市	H19～H33	41.8
小幡・清住	市	計画中	16.9
宇都宮テクノポリスセンター	都市再生機構	H9～H28	177.2
東谷・中島	都市再生機構	H8～H24	137.5
下栗・平松本町	組合	H5～H20	45.7

※雀宮駅西口地区において，市街地整備を検討。

3 スケジュール

地 区 名	20年度事業内容
鶴田第 1	公共施設整備，建物移転等
岡本駅西	公共施設整備，建物移転等
城東	公共施設整備，工作物移転等
宇都宮大学東南部第 1	公共施設整備，建物移転等
鶴田第 2	公共施設整備，建物移転等
宇都宮駅東口	公共施設整備，建物移転等，事業完了に向けた取組み
中里原	公共施設整備等
宇都宮大学東南部第 2	換地設計，道路詳細設計等
小幡・清住	地区整備計画の取りまとめ
宇都宮テクノポリスセンター	県営事業負担金，まちづくり交付金 (公共施設整備，建物移転等)
東谷・中島	— (事業完了に向けた取組み)
下栗・平松本町	組合への指導・支援 (公共施設整備，建物移転等)

注：() 内は，都市再生機構及び組合が行う事業内容